

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 6 日（金）第3209号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 規 則
- 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）
（交通企画課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第506号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により，特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日，区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成28年 6 月 7 日	15：30～17：00	与論町	多目的屋内運動場
平成28年 6 月 8 日	9：00～17：00	与論町	多目的屋内運動場
平成28年 6 月 9 日	9：00～11：00	与論町	多目的屋内運動場
平成28年 6 月 20 日	13：00～15：00	和泊町	玉城生活館
平成28年 6 月 20 日	15：30～17：00	和泊町	国頭研修会館
平成28年 6 月 21 日	9：00～16：30	和泊町	やすらぎ館
平成28年 6 月 22 日	9：00～11：30	和泊町	やすらぎ館
平成28年 6 月 22 日	14：00～16：00	知名町	田皆コミュニティセンター
平成28年 6 月 23 日	9：00～16：30	知名町	知名町民体育館
平成28年 6 月 24 日	9：30～11：00	知名町	下平川生活館
平成28年 7 月 5 日	10：45～11：30	徳之島町	山コミュニティセンター
平成28年 7 月 5 日	13：00～14：00	徳之島町	前川生活館
平成28年 7 月 5 日	15：00～16：30	徳之島町	大当公民館
平成28年 7 月 6 日	9：00～10：00	徳之島町	井之川公民館
平成28年 7 月 6 日	10：30～12：00	徳之島町	亀徳公民館
平成28年 7 月 6 日	13：30～16：30	徳之島町	東区公民館
平成28年 7 月 7 日	9：00～14：00	徳之島町	東区公民館
平成28年 7 月 11 日	11：30～17：00	天城町	天城町役場
平成28年 7 月 12 日	9：30～12：00	天城町	松原上区公民館
平成28年 7 月 12 日	13：30～14：30	天城町	兼久地区振興センター

平成28年 7 月12日	15：30～16：30	天城町	西阿木名振興センター
平成28年 7 月13日	9：30～16：30	伊仙町	伊仙町中央公民館
平成28年 7 月14日	9：30～11：30	伊仙町	伊仙町西公民館
平成28年 7 月14日	13：00～14：30	伊仙町	伊仙町東公民館

- 2 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり，分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成28年6月7日から平成29年2月28日までとする。

大隅地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 5 月 6 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートかのや	鹿屋市寿四丁目 3034番地24	有限会社トウエイ	鹿屋市寿四丁目 3034番地21	瀬戸口 信	平成28年 4月1日	就労継続 支援A型

公安委員会規則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 5 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第15号

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注中注を注1とし，同様式注に注2として次のように加える。

- 2 申出者は，氏名を記載し，及び押印することに代えて，署名することができる。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。